

国立大学法人大分大学特任教員の労働契約の期間の特例に関する規程

平成25年3月26日制定

平成25年規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学特任教員就業規則（平成20年規則第10号。以下「特任教員就業規則」という。）第5条第4項及び第7項の規定により、国立大学法人大分大学に勤務する特任教員の労働契約の期間の特例及び運用に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用を受ける特任教員（以下「特例特任教員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 病院特任助教
- (2) 外部資金又は診療収入で採用又は更新された者のうち、部局の長が別記様式の誓約書を提出し、学長が認めたもの。
- (3) 労働契約法（平成19年法律第128号）第18条に定める期間の定めのない労働契約の締結の申込みを行うことができる者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、当該申込みを行い、既に締結している期間の定めのある労働契約が終了したもの。

(労働契約の期間)

第3条 特例特任教員は、労働契約の期間の定めのない職員とする。

(期間の定めのない労働契約の開始時期)

第4条 第2条各号に掲げる者の期間の定めのない労働契約の開始時期は次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号該当者 労働契約を締結した日
- (2) 第2条第2号該当者 学長が認めた日
- (3) 第2条第3号該当者 既に締結している期間の定めのある労働契約が終了した翌日

(退職)

第5条 特例特任教員は、次の各号の一に該当するときに退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認されたとき。
- (2) 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）に達したとき。
- (3) 死亡又は行方不明となったとき。
- (4) その他の退職事由が発生したとき。

(定年)

第6条 特例特任教員の定年年齢は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特任教員就業規則第6条第2項の規定の適用を受ける者のうち、第2条第2号及び第3号の規定により特例特任教員となったもの 満68歳
- (2) 特任教員就業規則第6条第3項の規定の適用を受ける者のうち、第2条第2号及び第3号の規定により特例特任教員となったもの 満70歳
- (3) 前二号以外の者 満65歳

2 定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、特任教員の労働契約の期間の特例に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第10号）
この規程は、平成27年2月23日から施行する。

附 則（平成28年規程第2号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第54号）
この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第15号）
この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

〇〇〇〇長
〇 〇 〇 〇 印

国立大学法人大分大学特任教員の労働契約の期間の特例に関する規程（平成25年規程第16号）第2条第2号の規定に基づき、国立大学法人大分大学特任教員就業規則（平成20年規則第10号。）第5条の労働契約の期間の適用を受けない特任教員として下記の者を平成〇〇年〇〇月〇〇日より配置換願います。

なお、当該者が退職するまでに必要となる人件費（退職手当を含む。）及び当該者と労働契約に関し訴訟等となった場合の費用については当該部局が責任を持って負担することを誓約します。

記

氏 名	〇	〇	〇	〇
職 名	〇	〇	〇	〇
経 費	〇	〇	〇	〇